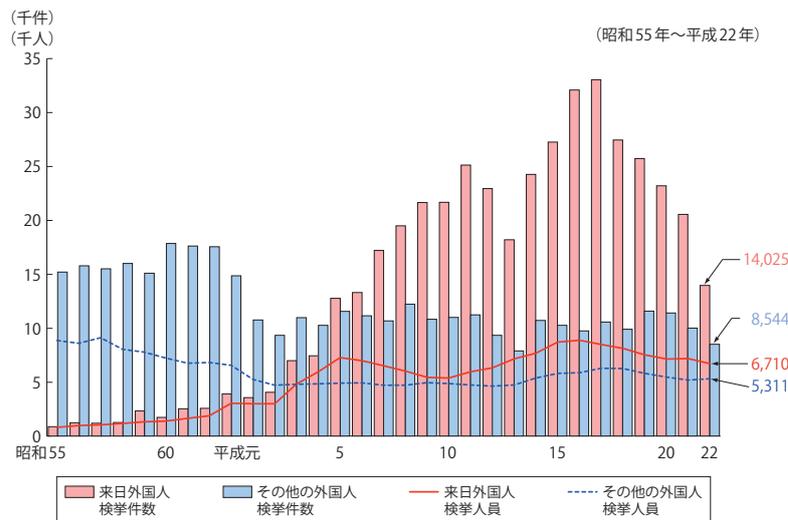


## 第4編 各種犯罪者の動向と処遇

### 1 外国人犯罪者

4-1-2-1 図は、外国人による一般刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（昭和55年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。

4-1-2-1 図 外国人による一般刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移



注 警察庁の統計による。

来日外国人による一般刑法犯の検挙件数は、平成14年から急増し、17年に過去最多となったが、その後、減少に転じ、22年は1万4,025件（前年比31.8%減）であった。検挙人員は、16年に過去最多となった後、減少に転じ、22年は6,710人（同6.7%減）であった。その他の外国人も合わせた外国人による一般刑法犯の検挙件数は、17年に過去最多の4万3,622件を記録した後、18年から減少に転じ、22年は2万2,569件（前年比26.2%減）であった。また、外国人の検挙人員は、11年から増加し、17年に過去最多の1万4,786人を記録した後、18年から減少に転じ、22年は1万2,021人（同2.8%減）であった。同年における一般刑法犯検挙人員総数（32万2,620人）に占める外国人の比率は3.7%であった。

平成22年における来日外国人による一般刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見ると、窃盗が74.7%を占めているが、その検挙件数は、17年に過去最多を記録した後、18年から減少に転じ、22年は1万474件（前年比36.3%減）であった。傷害・暴行の検挙件数は、近年増加が著しく、22年は、13年と比較して約1.8倍になっている。

平成22年における来日外国人による窃盗について、検挙件数の手口別構成比を見ると、空き巣の構成比が約3割と高く、次いで、万引き、部品ねらい、自動車盗、車上ねらいの順に多くなっている。

来日外国人による特別法犯の送致件数は、平成16年に過去最多を記録した後、減少に転じ、22年は、送致件数5,784件（前年比20.5%減）であった。

平成22年における来日外国人被疑事件（一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。）の検察庁新規受理人員の国籍等別構成比を見ると、地域別では、アジアが78.4%を占め、国籍等別に見ると、中国（香港及び台湾を含む。）(35.3%)、韓国・朝鮮（16.5%）、フィリピン（8.9%）、ブラジル（8.0%）、ベトナム（6.6%）の順であった。

平成22年における外国人の入所受刑者は、1,289人（前年比7.4%減）であった。F指標入所受刑者（日本人と異なる処遇を必要とする外国人受刑者）の人員は、10年から急増し、16年に1,690人まで増加したが、17年から毎年減少し続け、22年は780人であった。

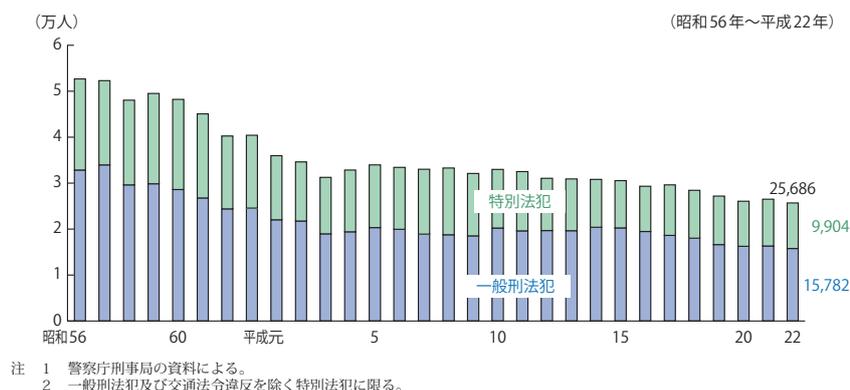
来日外国人犯罪少年について、平成22年における送致人員を国籍等別に見ると、ブラジル260人（23.5%）、フィリピン198人（17.9%）、中国（香港及び台湾を含む。）183人（16.6%）、韓国・朝鮮130人（11.8%）、ペルー116人（10.5%）、ベトナム54人（4.9%）の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗621人（56.2%）、横領（遺失物等横領を含む。）177人（16.0%）、傷害85人（7.7%）、入管法違反27人（2.4%）、強盗25人（2.3%）の順であった。

## 2 暴力団犯罪者

平成22年における暴力団構成員等（暴力団の構成員及び準構成員をいう。）の人員は、13年と比べ、構成員が約16%減少し、3万6,000人となっているものの、準構成員は約3%増加し、4万2,600人となっている（人員は概数である。）。

4-2-2-1図は、暴力団構成員等の検挙人員（一般刑法犯及び交通法令違反を除く特別法犯に限る。）の推移（最近30年間）を見たものである。

4-2-2-1図 暴力団構成員等の検挙人員の推移



暴力団構成員等の検挙人員は、平成元年以降3万人台で推移していたが、16年からは3万人を下回り、22年は2万5,686人（前年比3.1%減）であった。罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、窃盗、傷害、詐欺、恐喝の順であった。

平成22年における検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、全体では6.4%であり、罪名別に見ると、一般刑法犯では、賭博（49.7%）、逮捕監禁（48.9%）、恐喝（44.8%）が高く、特別法犯では、競馬法違反（100.0%）、自転車競技法違反（97.3%）、覚せい剤取締法

違反（52.9%）で高い。

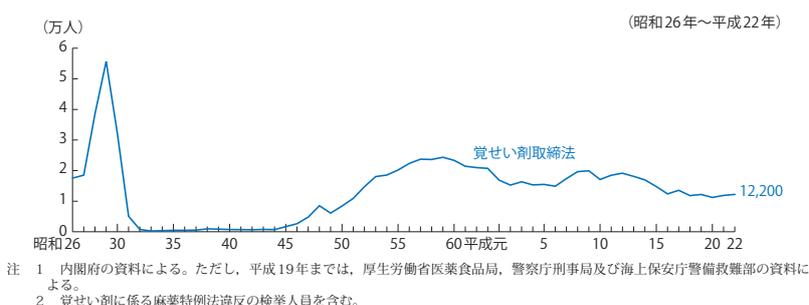
平成22年における暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者）の起訴率は、一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の全体で63.4%であり、検察庁全終局処理人員において47.0%であったのと比べて顕著に高い。

平成22年における暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者）の入所受刑者人員は、2,592人であり、入所受刑者総数の9.6%を占める。そのうち、2年を超える刑期の者（無期刑を含む。）の構成比は50.0%、入所度数が2度以上の者の構成比は77.2%であり、いずれも入所受刑者全体と比べて高い。

### 3 薬物犯罪者

4-3-1-1 図は、覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員の推移（昭和26年以降）を見たものである。

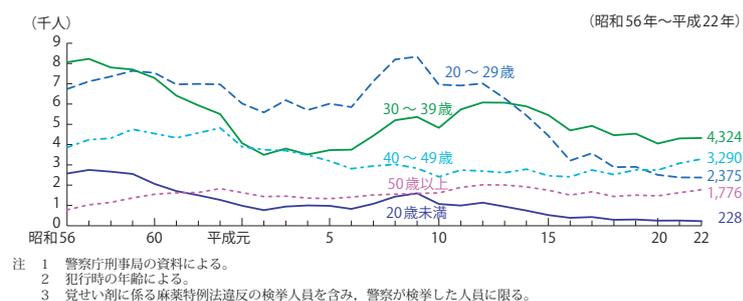
4-3-1-1 図 覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移



覚せい剤取締法違反の検挙人員は、昭和29年に5万人台を数え、最初のピークを迎えたが、その後は急激に減少した。しかし、45年以降、増加に転じ、59年には2万4,372人となり、2番目のピークを迎えた。その後、減少傾向に転じ、平成元年に2万人を割った後は、6年まで横ばいで推移していたが、7年以降、再び増加傾向に転じ、9年には2万人近くに達した。最近では、13年以降、おおむね減少傾向にある。

4-3-1-2 図は、覚せい剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙したものに限る。）の推移（最近30年間）を見たものである。

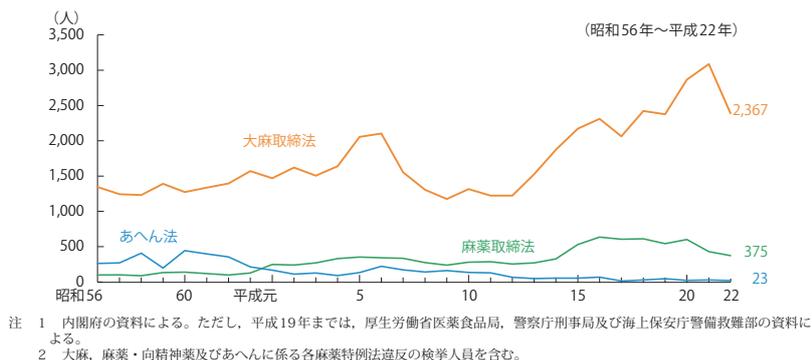
4-3-1-2 図 覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）



覚せい剤取締法違反の検挙人員の推移を見ると、20歳代の者の検挙人員は、昭和60年以降、平成13年まで、他の年齢層の者と比べて最も多かったが、その後、相当な減少傾向にあり、14年からは、30歳代の者の検挙人員が最も多い。20歳未満の者の検挙人員は、10年から減少傾向が続いており、22年は前年より11.3%減少した。

4-3-1-4 図は、大麻取締法、麻薬取締法及びあへん法の各違反（それぞれ、大麻、麻薬・向精神薬及びあへんに係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員の推移（最近30年間）を見たものである。

4-3-1-4 図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移



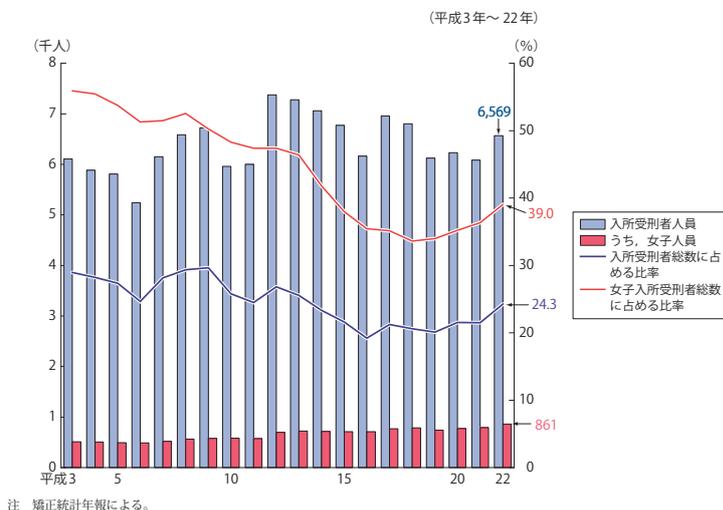
大麻取締法違反の検挙人員は、平成13年以降、顕著な増加傾向にあり、22年は2,367人と前年からは23.3%減少したものの、12年の約1.9倍と依然高水準にある。麻薬取締法違反についても、13年以降、増加傾向にあったが、22年は、前年比12.6%減少し、375人であった。

なお、毒劇法違反の送致人員は、平成8年以降、1万人を割り、22年は、970人と、昭和57年のピーク時の2.6%に減少した。

また、平成22年における麻薬特例法違反の検挙件数は、46件であり、通常第一審における没収・追徴金額は、約13億円であった。

4-3-3-3 図は、覚せい剤取締法違反による入所受刑者人員の推移（最近20年間）を見たものである。

4-3-3-3 図 覚せい剤取締法違反 入所受刑者人員の推移

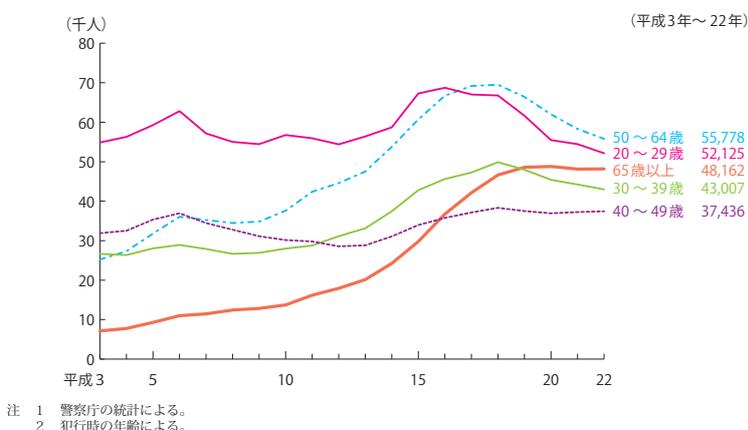


平成22年の覚せい剤取締法違反による入所受刑者の人員は、3年とほぼ同程度の水準にあるが、女子は、増加傾向にあり、22年は3年の約1.7倍に増加した。その年齢層別構成比を見ると、全体では、30歳から49歳の者が約7割を占めるが、女子は、男子と比べ、30歳代以下の年齢層の者の構成比が高い。

## 4 高齢犯罪者

4-4-1-1 図は、一般刑法犯について、年齢層別の検挙人員の推移（最近20年間）を見たものである。

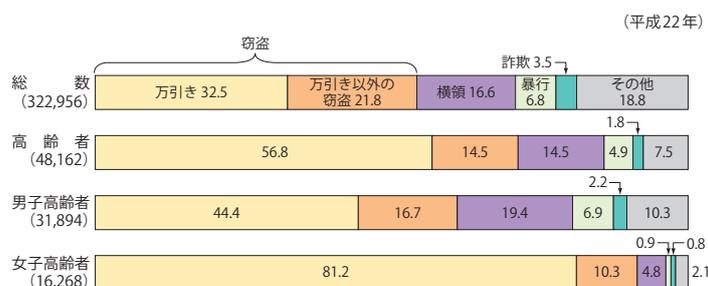
4-4-1-1 図 一般刑法犯 検挙人員の推移（年齢層別）



高齢者の検挙人員は、他の年齢層の者とは異なり、近年、増加傾向が著しく、平成22年は、3年の検挙人員の約6.8倍となっている。これを人口比の推移で見ると、高齢者の一般刑法犯検挙人員の人口比は、他の年齢層より相対的に低いが、3年との比較で、22年の人口比の伸び率を見ると、20～29歳で約1.2倍、30～39歳で約1.5倍、40～49歳で約1.4倍、50～64歳で約2.0倍に上昇している一方、高齢者では約3.6倍にまで上昇しており、最近の高齢犯罪者の増加の勢いは、高齢者人口の増加をはるかに上回っている。

4-4-1-3 図は、平成22年における高齢者の一般刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見たものである。

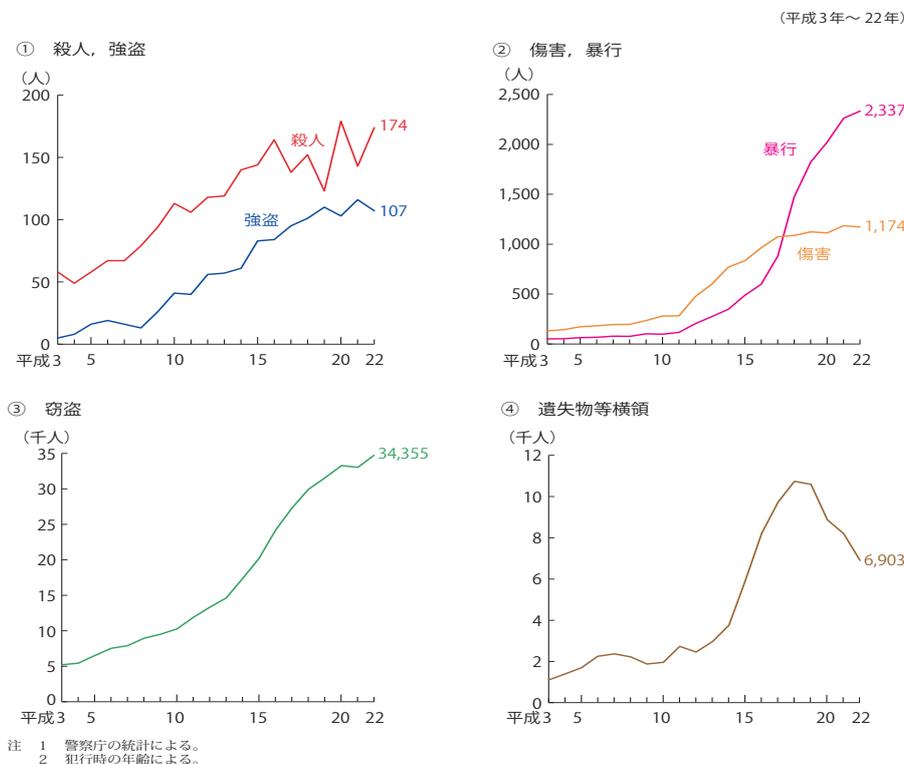
4-4-1-3 図 一般刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）



一般刑法犯全体と比べて、高齢者では窃盗の割合が高いが、特に女子では、91.4%が窃盗であり、しかも万引きによる者が81.2%と際立って多い。

4-4-1-4 図は、刑法犯の幾つかの罪名について、高齢者の検挙人員の推移（最近20年間）を見たものである。

4-4-1-4 図 高齢者の検挙人員の推移（罪名別）



高齢者の一般刑法犯検挙人員の大半を占める窃盗と遺失物等横領において、この20年間で検挙人員の増加が認められるが、さらに、重大事犯、粗暴犯においても検挙人員が増加している。

4-4-2-2 図は、高齢者の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を入所度数別に見たものである。

4-4-2-2 図 高齢者の入所受刑者人員の推移（入所度数別）



高齢者の入所受刑者人員は、最近20年間、初入者、再入者共に、ほぼ一貫して増加傾向にあり、また、入所受刑者全体と比べて、その増加傾向は著しく、再入者の割合が高い。

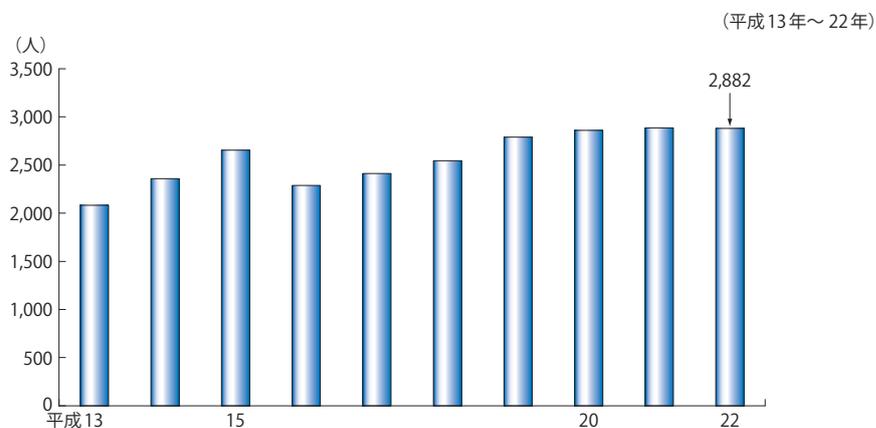
高齢者の保護観察開始人員も、増加傾向にある。なお、高齢者の仮釈放率（平成22年は28.3%）は、出所受刑者全体の仮釈放率（同49.1%）と比べて低い。高齢者では、引受人がないなど、釈放後の帰住先が確保できない者が多いことなどによると考えられる。

## 5 精神障害のある犯罪者等

### (1) 犯罪の動向等

4-5-1-1 図は、精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者）による一般刑法犯検挙人員の推移（最近10年間）を見たものである。

4-5-1-1 図 精神障害者等による一般刑法犯 検挙人員の推移



注 警察庁の統計による。

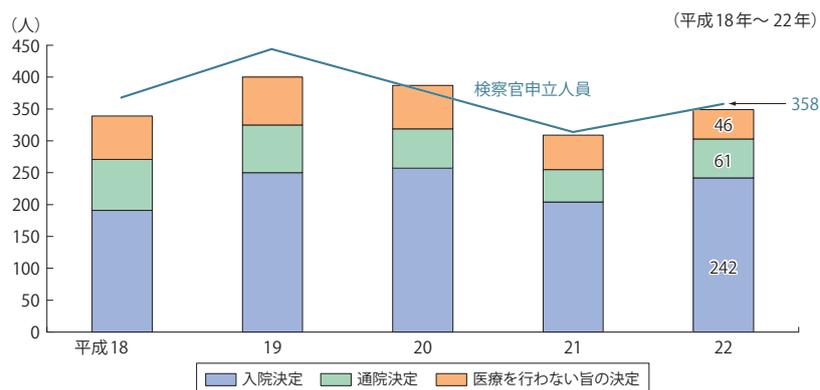
平成22年における一般刑法犯の検挙人員32万2,620人のうち、精神障害者は1,326人（前年比6.3%増）、精神障害の疑いのある者は1,556人（同5.1%減）であり、精神障害者等の比率は、0.9%であった。

### (2) 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とし平成17年7月15日から施行されている。

4-5-3-2 図は、検察官申立人員及び審判の終局処理人員の推移（最近5年間）を見たものである。

4-5-3-2図 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員の推移

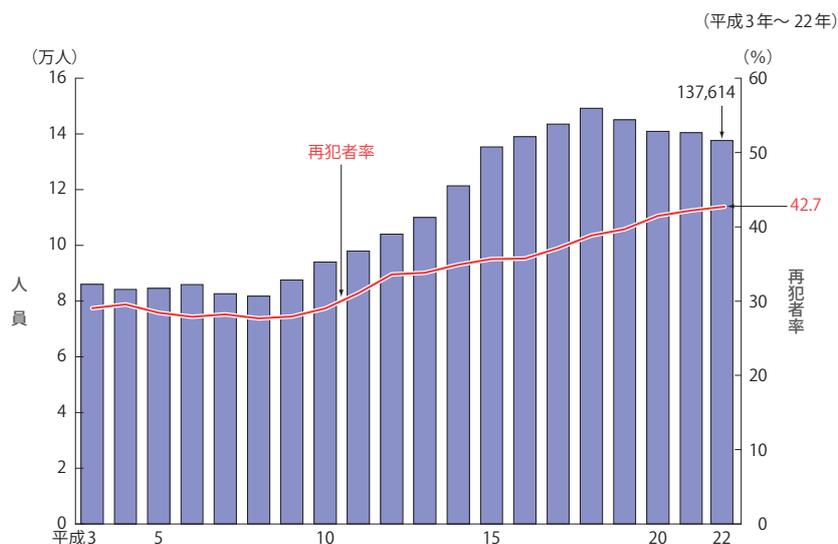


注 法務省刑事局の資料及び司法統計年報による。

## 6 再犯者

4-6-1-1図は、一般刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）を見たものである。

4-6-1-1図 一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

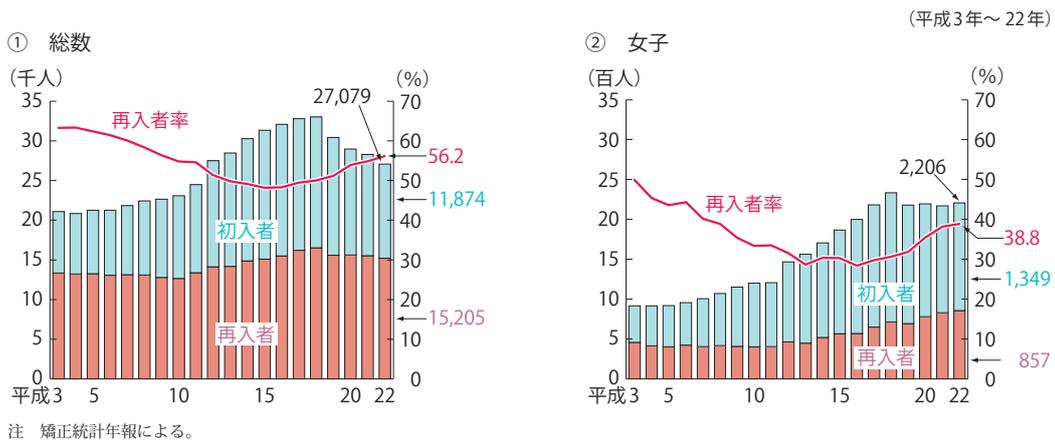


注 警察庁の統計による。

一般刑法犯により検挙された者のうち、再犯者の人員は、平成9年から増加し続けていたが、19年からは4年連続で若干減少し、22年は13万7,614人（前年比2.0%減）であった。再犯者率は、9年から一貫して上昇し続け、22年は42.7%（同0.5pt上昇）であった。

4-6-3-1図は、入所受刑者について、初入者（刑事施設の入所度数が1度の者）・再入者（刑事施設の入所度数が2度以上の者）別の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）の推移（最近20年間）を見たものである。

#### 4-6-3-1 図 入所受刑者人員（初入・再入別）・再入者率の推移（総数・女子別）

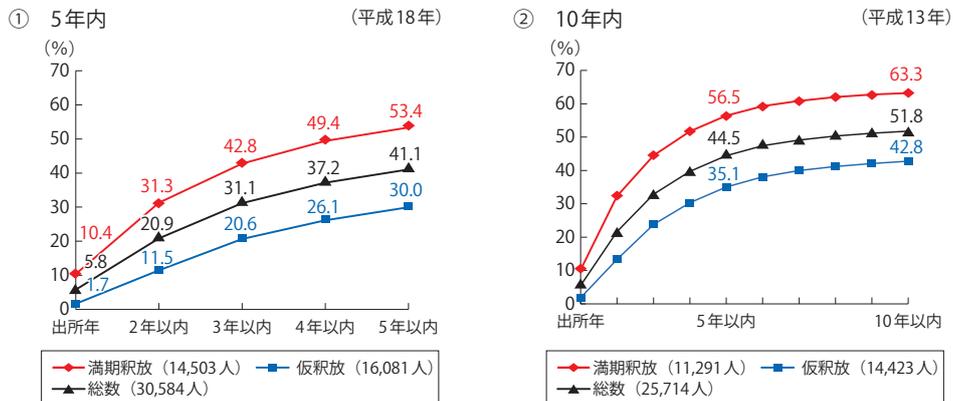


入所受刑者のうち、再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、19年からはほぼ横ばい状態にあり、22年は1万5,205人であった。再入者率は、16年から毎年上昇し続け、22年は56.2%であった。

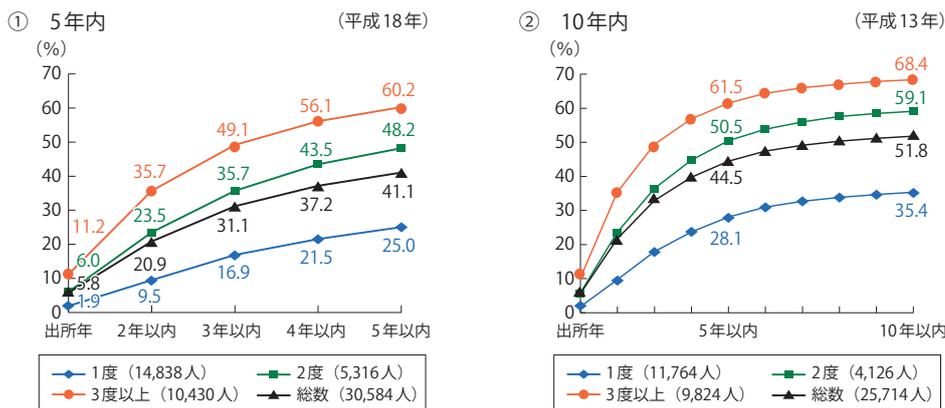
女子について見ると、再入者の人員は、平成12年以降、増加傾向にあり、22年は857人であった。再入者率は、男子と比べて低いが、17年からは毎年上昇し続けている。

4-6-3-3 図は、平成13年及び18年の出所受刑者について、出所年を含む5年又は10年の間、各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率（以下「累積再入率」という。）を出所事由別（満期釈放又は仮釈放の別）に見たものであり、4-6-3-4 図は、これを入所度数別に見たものである。

#### 4-6-3-3 図 出所受刑者の出所事由別累積再入率



#### 4-6-3-4 図 出所受刑者の入所度数別累積再入率



注 4-6-3-3図の注に同じ

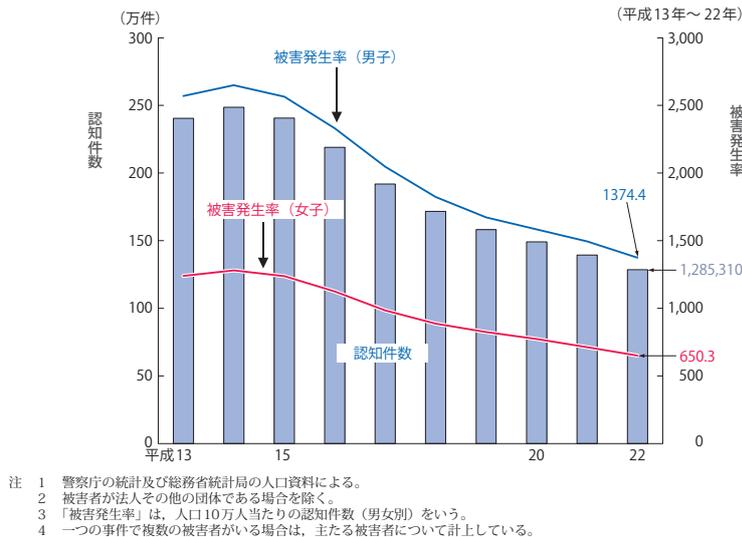
平成13年及び18年の出所受刑者について、出所年を含む5年又は10年の間、各年の年末までに再入所した者の累積再入率を出所事由別（満期釈放又は仮釈放の別）に比較すると、満期釈放者は、仮釈放者よりも累積再入率は相当高い。13年の出所受刑者について見ると、10年以内の累積再入率は、満期釈放者では63.3%、仮釈放者では42.8%であるが、5年以内に再入所した者は、それぞれ、10年以内に再入所した者の89.2%、81.9%を占めている。入所度数別に比較すると、入所度数が多いほど累積再入率は高く、特に入所度数が1度の者と2度の者の差は顕著であり、2度以上の者は、ほぼ半数を超える者が5年以内に再入所し、入所度数を重ねるに従って、改善更生の困難さが増していくことがうかがわれる。

## 第5編 犯罪被害者

### 1 統計上の犯罪被害者

5-1-1-1 図は、人が被害者となった一般刑法犯の認知件数及び被害発生率（人口10万人当たりの認知件数）の推移（最近10年間）を見たものである。

5-1-1-1 図 人が被害者となった一般刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移



人が被害者となった一般刑法犯の認知件数及び被害発生率は、いずれも、平成15年以降、減少・低下している。男子の被害発生率は、おおむね女子の2倍以上である。

一般刑法犯による死傷者総数は、平成16年まで増加傾向にあったが、その後6年連続で減少している。死傷者中に女子が占める比率は、13年の27.3%から、22年は31.7%に上昇している。

財産犯（強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領）の認知件数及び被害総額は、平成14年まで増加していたが、15年から減少している。

強姦及び強制わいせつによる女子の被害は、平成15年までは認知件数が増加する傾向にあったが、16年からおおむね減少している。

13歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の被害者数は、平成16年以降おおむね減少傾向にある。22年における子どもの被害者数に占める女子の比率を罪名（強姦を除く。）ごとに見ると、強制わいせつが91.7%、略取誘拐・人身売買が68.1%と高い。

児童虐待の防止等に関する法律にいう児童虐待の行為（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為）が刑法犯等として検挙された事件は、検挙件数・人員共、総数でおおむね増加傾向にある。被害者と加害者との関係（加害者の立場）を罪名別に見ると、全体では、父親等によるものが268人（69.3%）と多いが、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等によるものがそれぞれ22人（75.9%）、17人（85.0%）と多い。

## 2 刑事司法における被害者への配慮

近年、犯罪被害者の問題に対する社会的関心が高まり、刑事司法機関等においても、被害者支援のための各種の施策が推進されている。平成17年4月、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行され、これに基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、四つの基本方針、五つの重点課題の下、258の具体的施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画が策定され、各施策が実施されてきた。さらに、23年3月には、241の具体的施策を盛り込んだ第2次犯罪被害者等基本計画（計画期間は27年度末まで）が策定された。

刑事訴訟法の改正により、平成20年12月から、被害者参加制度が実施されている。この制度では、一定の犯罪の被害者等は、裁判所の決定により、被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項に関して証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせることができる。

5-2-1-3表は、公判段階における被害者等に配慮した制度の実施状況を見たものである。

5-2-1-3表 公判段階における被害者等に配慮した制度の実施状況

① 被害者参加制度 (平成21年～22年)

年次	被害者参加	証人尋問	被告人質問	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への委託	国選弁護士への委託
21年	560 (22)	130	344	288	50	24	367	131
22	839 (232)	217	484	428	115	40	557	272

② 被害者等及び証人に配慮した制度 (平成18年～22年)

年次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護等			被害者特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償命令の申立て	記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオリンク	付添い				
18年	917	253	1,233	234	77	…	73	…	903
19	1,010	270	1,222	224	70	…	38	…	846
20	1,068	339	1,007	202	86	2,490	35	…	1,012
21	1,119	490	1,094	235	79	3,849	46	162	1,348
22	1,198	557	1,295	261	102	3,854	34	239	1,175

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。（ ）内は、裁判員裁判における被害者参加の数（内数）であり、平成21年は、5月21日から12月31日までの間の数である。  
 3 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護等」、「被害者特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における延べ人員である。  
 4 「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。  
 5 「損害賠償命令の申立て」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。  
 6 「記録の閲覧・謄写」は、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。

平成22年に通常第一審において被害者参加の申出があった事件のうち、参加が許可された被害者等の数（延べ人員）は839人であった。同年の公判段階における被害者等及び証人に配慮した制度の実施状況は、意見陳述1,198人、遮へい1,295人、ビデオリンク261人、付添い102人、刑事和解34事例、閲覧・謄写1,175事例であった。



## 2 裁判員制度

6-2-2表は、平成21年及び22年における裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合された事件）の通常第一審の新規受理・終局処理（移送等を含む。）人員を罪名別に見たものである。

6-2-2表 裁判員裁判対象事件 通常第一審の新規受理・終局処理人員（罪名別）

（平成21・22年）

区分	総数	殺人	強盗致死	強盗盗傷	強盗盗姦	傷害致死	強姦致死傷	強制わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通貨偽造	銃刀法	覚せい剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員															
21年	1,198	270	51	295	61	72	101	58	13	98	48	13	90	1	27
22年	1,797	350	43	468	99	141	113	105	17	179	78	5	153	5	41
終局処理人員															
21年	149	36	3	42	1	9	14	9	-	11	5	-	17	-	2
22年	1,530	359	51	402	52	115	92	63	20	133	39	13	113	36	42

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、起訴状ごとに算定している。複数の異なる罪名の裁判員裁判の対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上している。  
 3 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含む。）であり、終局裁判ごとに算定している。有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、その他の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。  
 4 「その他」は、保護責任者遺棄致死、逮捕監禁致死、激発物破裂並びに爆発物取締罰則、組織的犯罪処罰法及び麻薬取締法の各違反等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

平成22年においては、新規受理人員では、強盗致傷（延べ468人）が最も多く、次いで、殺人（同350人）、現住建造物等放火（同179人）、覚せい剤取締法違反（同153人）の順であり、終局処理人員では、強盗致傷（402人）、殺人（359人）、現住建造物等放火（133人）、傷害致死（115人）の順であった。

平成22年に通常第一審で終局処理（移送等を除く。）がされた裁判員裁判対象事件において、裁判員候補者名簿登載者の中から選定された候補者のうち、選任手続期日への呼出しが行われた者（呼出しが取り消された者を除く。）は延べ6万64人、そのうち出席した者は延べ4万8,422人であり、出席者の占める比率（出席率）は80.6%であった。また、裁判員等に選任された者は1万1,740人であり、裁判員候補者名簿登載者に占める比率（選任率）は3.4%であった。

平成22年に通常第一審で終局判決に至った裁判員裁判対象事件の開廷回数は、大多数が5回以下であり、3回以下は49.2%を占め、平均は3.8回であった。また、審理期間は、6月以内のものは34.0%であり、平均で8.3月であった。

6-2-6表は、平成22年に通常第一審で終局判決に至った裁判員裁判対象事件について、罪名ごとにその有罪・無罪の別及び有罪人員の科刑状況を見たものである。

6-2-6表 裁判員裁判対象事件 通常第一審における判決人員（罪名別・裁判内容別）

(平成22年)

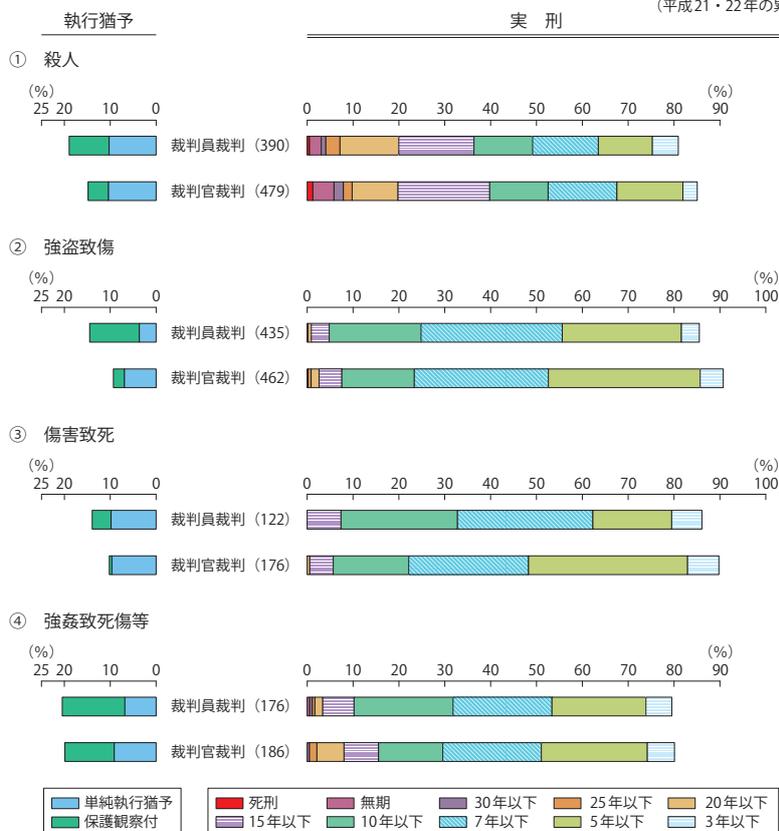
罪 名	総数	無罪	有 罪											罰金
			死刑	懲 役							3年以下			
				無期	20年を 超える	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	実刑	執行猶予 単純執行 執行猶予	保護 観察付	
総 数	1,506	2	3	35	36	64	152	299	322	268	83	109	132	1
殺 人	357	-	2	10	15	43	59	48	49	41	22	37	31	-
強 盗 致 死	50	1	1	23	10	5	4	4	2	-	-	-	-	-
強 盗 致 傷	393	-	-	-	1	3	17	76	123	100	15	16	42	-
強 盗 強 姦	49	-	-	1	7	5	14	18	3	1	-	-	-	-
傷 害 致 死	114	-	-	-	-	-	9	30	33	20	7	10	5	-
強 姦 致 死 傷	91	-	-	1	2	3	10	29	28	15	1	2	-	-
強制わいせつ致死傷	63	-	-	-	-	-	1	5	8	20	6	7	16	-
危険運転致死	20	-	-	-	1	-	2	7	8	-	2	-	-	-
現住建築物等放火	131	-	-	-	-	2	4	7	14	36	20	18	30	-
通貨偽造	39	-	-	-	-	-	-	-	1	12	4	17	5	-
銃 刀 法	13	-	-	-	-	-	1	2	6	4	-	-	-	-
覚せい剤取締法	108	1	-	-	-	2	20	56	28	1	-	-	-	-
麻 薬 特 例 法	36	-	-	-	-	-	5	10	13	7	1	-	-	-
そ の 他	42	-	-	-	-	1	6	7	6	11	5	2	3	1

注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 禁錮に処せられた者はいなかった。  
 3 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。  
 4 「その他」は、逮捕監禁致死、保護責任者遺棄致死、爆発物取締罰則及び麻薬特例法の各違反等であるほか、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

6-2-7 図は、裁判員裁判の対象となる主な罪名について、通常第一審における有罪人員の科刑状況（平成21・22年累計）を、裁判員裁判による審理の有無（裁判員裁判・裁判官裁判）別に見たものである。

6-2-7 図 裁判員裁判・裁判官裁判別の科刑状況別構成比（罪名別）

(平成21・22年の累計)



注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 処断罪名について計上した。  
 3 「強姦致死傷等」は、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷及び(準)強制わいせつ致死傷である。  
 4 ( )内は、実人員である。